

原議保存期間	20年（令和29年3月31日まで）
有効期間	一種（令和29年3月31日まで）

各都道府県警察の長 殿
（参考送付先）
庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丁サ企発第135号、丁企画発第333号
丁生企発第343号、丁備企発第227号
令和8年5月29日
警察庁サイバー警察局サイバー企画課長
警察庁長官官房企画課長
警察庁生活安全局生活安全企画課長
警察庁警備局警備企画課長

警察法施行令の一部を改正する政令の施行について（通達）
本日、警察法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第182号。以下「改正令」という。）が公布され、即日施行された。改正の趣旨及び内容並びに留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 改正の趣旨

「将来を見据えた警察組織の構造改革及び優秀な警察官の確保に向けた取組について（依命通達）」（令和8年4月2日付け警察庁乙官発第6号ほか。以下「構造改革依命通達」という。）において、サイバー事案等の課題に的確に対処するため「人的・物的リソースを集約する」とともに、「警察の組織構造を弾力化し、社会の変化に柔軟に対応しながら業務の更なる高度化・効率化・合理化を進める」とこととされた。

また、構造改革依命通達を踏まえて示達された「警察におけるサイバー戦略について（依命通達）」（令和8年4月2日付け警察庁乙サ発第1号ほか。以下「サイバー戦略」という。）において、「警察の限られた人的・物的リソースを効果的・効率的に利用する」などの観点から、部門横断的な性質の強い任務を負う「都道府県警察のサイバー部門においては、捜査・支援のみならず、人材育成や官民連携等の各種対策・企画も含めた一体的運用を確保する。その上で、都道府県警察は、各都道府県の実情を踏まえつつ、警察庁サイバー警察局と緊密に連携して、サイバー部門の一元化組織の整備を検討する」とされたほか、「将来を見据えた警察組織の構造改革に係る着眼点について（通達）」（令和8年4月2日付け警察庁丙企画発第18号ほか。以下「着眼点通達」という。）において、警察庁は、「都道府県警察におけるサイバー部門の組織の在り方に関する方針を、都道府県警察に提示する」とされたところである。

これらを踏まえ、サイバー事案に関する警察に関する事務（以下「サイバー警察事務」という。）を一元化している警察庁と同様、都道府県警察においても、高度なサイバー人材や資機材、捜査情報を集約し、業務の更なる高度化・効率化・合理化を進める観点から、当該事務を一元化するため、警視庁及び道府県警察本部の内部組織を条例で定めるに当たっての基準である警察法施行令（昭和29年政令第151号。以下「令」という。）別表第1を改正することとしたものである。

2 改正の内容

(1) 警務部におけるサイバー警察事務に関する規定の整備（別表第1の第1関係）

1で示した改正趣旨を踏まえ、改正令による改正前の令別表第1の第1で定める部の名称及び所掌事務中、第1号レ（警務部の「警察教養に関すること。」）、第2号イ、ニ及びヘ（生活安全部の「犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関すること。」、「犯罪の予防に関すること。」及び「保安警察に関すること。」）並びに第5号イ（警備部の「警備警察に関すること。」）から事務を切り出した上で統合し、これをサイバー警察事務として一元的に所掌させることを、警視庁及び道府県警察本部の内部組織を条例で定めるに当たっての基準とした。

この点、サイバー警察事務は部門横断的な性質が強いことから、サイバー警察事務を所掌する部については、これを警務部とすることを基準とした。

(2) サイバー警察部に関する規定の整備（別表第1の第3関係）

警視庁及び道府県警察において、人口、犯罪発生状況その他の事情により必要があるときは、条例で定めるところにより、サイバー警察事務を所掌するサイバー警察部を置くことができることとした。

3 留意事項

(1) 組織整備に係る留意事項

警察法（昭和29年法律第162号）第47条第4項及び令別表第1は、警視庁及び道府県警察本部の内部組織が著しく不均一となって他の都道府県警察や警察庁との連絡、共助等の業務に支障が生ずることのないよう、国として、警視庁及び道府県警察本部の内部組織を条例で定めるに当たっての基準を示すものであることから、サイバー戦略に基づきサイバー部門の一元化組織の整備を検討するに当たっては、各都道府県警察の実情を踏まえつつも、上記の改正趣旨及び改正内容に基づき、構造改革依命通達及び着眼点通達を踏まえて発出された「都道府県警察の内部組織を定めるに当たっての警察法上の留意事項等について（通達）」（令和8年5月8日付け警察庁丁企画発第279号ほか）にも留意して、これを行うこと。

(2) 組織運営に係る留意事項

サイバー部門は、他部門の捜査への支援や都道府県警察全体としての人材育成といった部門横断的な課題に対処する必要があることから、サイバー部門の一元化組織を整備した場合であっても、縦割りを排した組織運営に努める必要がある。この点、サイバー戦略において「サイバー部門が、他部門の捜査への支援及び都道府県警察全体のサイバー対処能力の底上げといった部門横断的な性質の強い任務を負っていることを踏まえ、人事の柔軟性を確保するなど、縦割りを排した上で、他部門と必要な協力を推進できるよう十分に配慮する」と、「都道府県警察におけるサイバー人材確保・育成方針について（通達）」（令和7年3月7日付け警察庁丙サ企発第6号ほか）において「各都道府県警察においては、サイバー部門と警務部門の緊密な連携を中核としつつ、全ての部門が一体となって、サイバー人材を確保・育成し、そのキャリアパスを管理するとともに、全職員のサイバー空間の脅威への対処能力の向上を図る」とされていることを踏まえ、適切な組織運営を行うこと。

(3) 推進体制に係る留意事項

(1)の検討に当たっては、構造改革依命通達4(2)に基づき構築された各都道府県警察における推進体制において、これを行うこと。